

## 宮城大学入学金の減免等の特例に関する規程

平成23年12月21日

規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその余震（以下「東日本大震災」という。）により被害を受けた世帯の入学の許可を受けた者（以下「入学許可者」という。）に係る宮城大学の入学金の減免等に関し、宮城大学学生納付金の減免等に関する規程（規程第47号）の特例を定めるものとする。

(入学金の減免)

第2条 学長は、入学許可者又は当該入学許可者と生計を一にする家計支持者が東日本大震災により被害を受けたと認められる場合は、別に定める基準により当該入学許可者に係る入学金の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする入学許可者は、学長の指定する期限までに、次の書類により学長に申請しなければならない。ただし、授業料の免除決定を受けている者については、申請書類の一部を省略することができる。

- 一 入学金免除申請書（様式第1号）
- 二 家族状況調書（様式第2号）
- 三 罹災証明書
- 四 その他免除事由を証明する書類

(入学金の納付猶予)

第3条 前条に定める入学金の免除の対象となることが見込まれる入学許可者の入学金については、その納付を猶予することができる。

2 前項の猶予を受けようとする入学許可者は、学長の指定する期限までに、次の書類により学長に申請しなければならない。

- 一 入学金納付猶予申請書（様式第3号）

3 第1項の規定により入学金の納付を猶予した場合の納付期限は、学長が定める。

(入学金の返還)

第4条 第2条の規定により、入学金を免除された者が既に入学金を納付していた場合には、宮城大学学生納付金規程（規程第46号）第7条の規定にかかわらず、免除された額を返還するものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し定めのない事項については、別に定める。

附 則 (H23.12.21 第49回理事会)

この規程は、平成23年12月21日から施行し、平成23年度入学者に係る入学金から適用する。

附 則 (H25.11.27 第75回理事会)

この規程は、平成25年11月27日から施行する。

附 則 (H28.1.27 第105回理事会)

## 第2編教育 入学金の減免等特例規程

この規程は、平成28年1月27日から施行する。

附 則 (R6.5.30 第211回理事会)

この規程は、令和6年5月30日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

入 学 金 免 除 申 請 書

年 月 日

宮城大学長 殿

申 請 者 受 験 番 号

(入学者本人) 氏 名 印

学 群 等 学 群・学研究科

住 所 学 類・学研究科

連 絡 先 — —

保 証 人 住 所

氏 名 印

※保証人は、保証書に記入した保証人と同じ人になります。

次のとおり入学金の免除を受けたいので、宮城大学入学金の減免等の特例に関する規程第2条第2項の規定により申請します。

記

- 1 入学年度 年度
- 2 免除が必要な事由（申請者が具体的に記入すること）

3 添付書類

- (1) 家族状況調書
- (2) 罹災証明書
- (3) その他免除事由を証明する書類

<既に入学金を納入された方>

- (4) 口座振込依頼書

第2編教育 入学金の減免等特例規程

様式第2号 (第2条関係)

家 族 状 況 調 書			
氏 名	続柄	生 年 月 日 (満年齢)	備 考
	本人	・ ・ ( 歳)	
		・ ・ ( 歳)	
		・ ・ ( 歳)	
		・ ・ ( 歳)	
		・ ・ ( 歳)	

様式第3号（第3条関係）

入 学 金 納 付 猶 予 申 請 書

年 月 日

宮城大学長 殿

申 請 者 受 験 番 号

(合格者本人) 氏 名 印

学 群 等 学群・学研究科  
学類

住 所

連 絡 先

保 証 人 住 所

氏 名 印

※保証人は、保証書に記入する保証人と同じ人になります。

次のとおり入学金免除となる被災区分等に該当し、入学金の納付の猶予を受けたいので、宮城大学入学金の減免等の特例に関する規程第3条第2項の規定により申請します。

記

- 1 入学年度 年度
- 2 入学金の免除に該当する被災区分等（該当する項目の□に、レ点を記入してください。）  
<自己所有住居の被災区分>  
 ①全壊・全焼・流失  ②大規模半壊  ③半壊・半焼
- 3 猶予が必要な事由（申請者が具体的に記入すること）